資料３

神戸市子ども・子育て会議の「議事録」の取り扱いについて

【趣旨（経緯）】

神戸市の附属機関に関する「附属機関及び有識者会議に関する指針」及び「運用の手引き」の一部改正が 2026 年 10 月 14 日付で施行された。これに伴い、神戸市子ども・子育て会議の議事録に関する「作成形式」および「記録様式」についても、あらかじめ機関決定しておく必要が生じた。

【議決事項】

本会議（教育・保育部会も含む）の議事録（以下、指針の表現により「会議録等」という）の取り扱いについて、以下の通り運用することとしたい。

○当該指針における作成形式の分類

（会議録　・・・発言内容を逐語的に記録したもの。（例：神戸市会議事録）
会議録要旨・・・発言の趣旨や審議経過の要点を整理したもの。）

１．会議録等の作成形式について

- 発言内容を、発言者名も含めて逐語的に記録した「会議録」扱いではなく、発言者名を伏せた形で、発言の趣旨や審議経過の要点を整理し、読みやすく整文した「会議録要旨」として、従前どおりの形式で作成する。
- また、記載内容について、全委員に確認を依頼したのちに「会議要旨」として、市ホームページで公開する（従前どおり）。

２．会議録等の記録様式について

- 神戸市標準様式（別紙参照）で記録する。

３．会議内での発言以外の委員意見の取り扱いについて（※一部変更）

- 会議終了後に、紙やメール等の記載により委員からいただくご意見については、後日、他の委員及び所管部署に情報共有するが、会議外であることを踏まえ、公開する「会議録要旨」には掲載しないこととする。
- 会議開催前において、委員の会議欠席が予定される場合で、かつ、意見がある場合には、事前（事務局が照会した際）に委員から意見内容を伝えることとし、会議当日において事務局がその意見を代弁することで、会議録に記載することとする。

【参考：附属機関及び有識者会議に関する指針（一部抜粋）】

改正内容：第 11 条第２項の条文追加

（会議録等の作成）

第 11 条 附属機関は、会議の公開、非公開に関わらず、会議終了後速やかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という。）を作成しなければならない。

２ 会議録等の作成に当たっては、委員による確認を経るなど、記録内容の正確性を確保しなければならない。

３ 会議録等は、積極的に公開するよう努めなければならない。

（別紙）神戸市標準様式　※過去の議事録の一部を例示として掲載

会議名	2025 年度第２回神戸市子ども・子育て会議
開催日時	2025 年 11 月 19 日（ 水 ）13 時 00 分～15 時 00 分
開催場所	神戸市役所１号館 １４ 階大会議室
出席者	馬場幸子議長、相原浩輝委員、池上有紀委員、大川房子委員、越智正篤委員、小林和弘委員、柴田健太郎委員、副島和明委員、髙田佳代子委員、髙橋千遥委員、千葉武夫委員、中後和子委員、橋本明委員、長谷川和子委員、日浦直美委員、福田公教委員、山ノ井景子委員
議　題	（１）「神戸っ子すこやかプラン 2024」の検証について （２）「神戸っ子すこやかプラン 2029」の検証アンケートについて （３）教育・保育部会設置要綱の改定について 報告 （１）KOBE◆KATSU について
会議要旨 ・主な意見 ・決定事項 ・課題など	（１）「神戸っ子すこやかプラン 2024」の検証について ●事務局 資料１により説明。（省略） 〇委員 ・　２歳５か月の双子の親である。自分を含め周りの方の意見を伝えたい。資料１、11 ページ「神戸で子育てして良かったと思うか」の回答で、良かったと思わない理由として、「子育てに適した広さや間取りの住宅供給及び家賃の軽減制度など住宅に関する子育て支援」が２位となっているが、マンション価格の値上がりや、販売されてもすぐ売れてしまう状況などに、自身も困っている。また、住宅の増加にあわせて保育園の拡充もこれから必要ではないかと思う。 ・　「ひょうご多胎ネット」運営者からは、「産後ケアの利用回数が多胎でも単胎でも同じであり、受入れ期間が４か月以内もしくは１歳以内というところが多いが、それを延ばしてほしい」と聞いている。多胎の場合、早産のことが多く、最初の２か月は NICU に入ることになり、家に帰ってきてもあっという間に生後の４か月が過ぎてしまうことが多いので、修正月齢の考えを検討するなど、利用できる期間を延ばしてもらいたい。さらに、多胎の場合、追加の利用料が発生するために利用を我慢する人もいると思われるので、料金設定についても検討してほしい。 ・　単胎、多胎に関わらない要望として、一時保育も産後ケアも、「今困っていてすぐ使いたい」という時に使えないという声が多いので、受け入れ枠を増やしてもらえたらと思う。